

熊本市建設工事に係る業務委託総合評価一般競争入札試行要領

制定	平成21年	9月15日	告示第565号
改正	平成22年	11月10日	告示第622号
	平成23年	6月23日	公告第517号
	平成24年	4月1日	公告第297号
	平成25年	10月1日	総務局長決裁
	平成28年	3月14日	公告第199号
	平成28年	3月28日	契約検査総室長決裁
	平成30年	9月5日	公告第561号
	平成31年	4月1日	公告第285号
	令和元年	7月2日	公告第122号

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市が発注する建設工事に係る業務の委託契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、入札者の実施方針等に対する評価（以下「技術評価」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する履行確実性評価型総合評価一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）の試行に関して、熊本市一般競争入札実施要領（平成19年告示第230号。以下「実施要領」という。）、熊本市建設工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する実施要領（平成17年告示第316号。以下「情報公表要領」という。）及び熊本市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準（平成16年告示第567号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 総合評価方式の対象となる業務は、実施要領2(2)に規定する一般競争入札の対象業務のうち、技術的な工夫の余地があると認められる業務で実施方針、実施フロー、工程表（以下「実施方針等」という。）及び入札参加者の企業及び配置予定技術者の業務実績等（以下「業務実績等」という。）と入札価格とを総合的に評価することが妥当と判断されるものとする。

(総合評価審査会等)

第3条 総合評価方式の実施に関し、次項に定める事項を審査するため、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

2 次に掲げる事項については、審査会において審査を行うものとする。

(1) 落札者決定基準

(2) 技術評価の決定（実施方針等に係るものに限る。）

3 審査会の委員は、熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令（昭和41年訓令第5号。以下「審査会訓令」という。）第1条に規定する熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会の委員をもって充てるものとする。

4 審査会の組織、会議及び庶務については、審査会訓令第3条から第5条の規定を準用するものとする。

5 審査会に、実施方針等に係る審査を補助させるため、作業部会を置くものとする。

6 作業部会は、業務担当課、技術管理課及び工事契約課の職員のうちからそれぞれ所属の長が指定し

た者をもって構成するものとする。

7 作業部会は、技術評価のために必要と認める場合は、入札参加者のヒアリング等を行うことができるものとする。

8 作業部会の庶務は、工事契約課が所管するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 前条第2項第1号の審査を行うに当たっては、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとする。

2 前項の規定による意見の聴取においては、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

3 前2項の意見聴取は、工事契約課が行うものとする。

(総合評価の方法)

第5条 市長は、総合評価方式により建設工事に係る業務の委託契約を締結しようとする場合は、当該契約の内容に適合した履行の確実性が低下する数値的判断基準として第3項に規定する履行確実性評価価格を設定するものとし、総合評価は、次の各号の規定により算出した価格評価点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点（以下「技術評価点」という。）を加えて得た評価値をもって行うものとする。

評 価 値 = 価格評価点 + 技術評価点

(1) 入札価格が、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を除いた履行確実性評価価格以上の場合

価格評価点 = 価格評価点の配分点 × (1 - (入札価格 + 入札価格に係る消費税等相当額) / 予定価格)

(2) 入札価格が、消費税等相当額を除いた履行確実性評価価格未満の場合

価格評価点 = 価格評価点の配分点 × (1 - ((履行確実性評価価格 + 履行確実性評価価格 - (入札価格 + 入札価格に係る消費税等相当額)) / 予定価格))

2 価格評価点及び技術評価点の配分はそれぞれ50点とする。

3 履行確実性評価価格は、次項の規定により算出した履行確実性評価基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長が定めるものとする。

4 履行確実性評価基準額は、予定価格に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(技術評価の基準)

第6条 技術評価の基準は、次に従い定めることとする。

(1) 評価項目は、業務の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 各評価項目に対する配点は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(入札公告等に示す事項)

第7条 総合評価方式を実施する場合においては、公告で次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 総合評価方式による入札であること。

(2) 技術資料（次条第2項に規定する技術資料をいう。以下同じ。）の提出の期間、場所及び方法

- (3) 総合評価の方法、技術評価の基準及び落札者の決定方法
- (4) 技術評価の評価項目及び配点に関する事項
- (5) 総合評価に関する審査結果の公表に関する事項
- (6) 落札者として決定されなかった者に対する理由の説明に関する事項
- (7) 評価内容の担保に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 提出期限までに技術資料の全部又は一部が到達しなかった場合、技術評価点から実施方針等に係る得点を控除した点数が0点に満たない場合及び実施方針等に関する部分が未記入の場合は、競争入札参加資格がないものとし、当該入札を無効とすること。
- (2) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
- (3) 提出された技術資料は、返却しないこと。
- (4) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用しないこと。
- (5) 提出期限後における技術資料の追加、差し替え及び再提出は認めないこと。
- (6) 技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止その他の措置を行うことがあること。

3 総合評価方式で行う場合の公告及び入札説明書は、別に定める標準入札公告例及び標準入札説明書例によるものとする。

（技術資料の提出）

第8条 技術評価を行うため、実施要領5(1)キに規定する申請書等を提出する際に、併せて技術資料を提出させるものとする。

2 前項に規定する技術資料は次のとおりとする。

- (1) 実施方針等
- (2) 企業の評価に関する書類及び添付資料
- (3) 配置予定技術者の評価に関する書類及び添付資料
- (4) 業務実績等得点申告書（業務実績等に係る得点を申告したものをいう。）

（落札者の決定）

第9条 評価値は、入札参加者の提出した技術資料に基づき算出するものとする。この場合において、業務実績等の評価については、業務実績等得点申告書の合計欄に記載された得点をもって行うものとする。ただし、入札参加者が入札書を電子入札システムで提出した場合において、電子入札システムで入力された得点と業務実績等得点申告書の合計欄に記載された得点が相違するときは、電子入札システムで入力された得点をもって行うものとする。

2 前項の規定により算出された評価値（以下「当初評価値」という。）が最も高い者（評価値の最も高い者が2人以上ある場合にあっては技術評価点の最も高い者とし、さらに技術評価点の最も高い者が2人以上ある場合にあっては入札価格の最も低い者）について、前条第2項第2号及び第3号に基づき、業務実績等の再評価を行うものとする。

3 前項の規定による再評価後の評価値が当初評価値以上の場合にあっては当初評価値を、再評価後の評価値が当初評価値未満の場合にあっては再評価後の評価値を当該入札参加者の評価値として確定するものとする。

- 4 入札参加者の評価値（再評価を行った者にあつては、前項の規定により確定した評価値。以下「確定評価値」という。）のうち最も高い評価値（最も高い評価値が複数ある場合にあつては技術評価点の最も高い評価値とし、さらに技術評価点の最も高い評価値が複数ある場合にあつては入札価格の最も低い評価値）が確定評価値となるまで、順次再評価を行うものとする。
- 5 前各項の規定により、評価値が最も高いと認められた者を最高評価値入札者とし、落札決定については、最高評価値入札者を落札者として決定するものとする。
- 6 前項の規定により落札者となるべき者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定するものとする。
- 7 落札者決定後、入札結果及び技術評価の決定内容について、審査会に報告するものとする。

（審査結果の公表）

第10条 この要領に基づく入札に関する情報の公表の方法及び期間については、次項の定めによるほか情報公表要領の例によるものとする。

- 2 次に掲げる事項については、落札者決定後公表するものとする。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出した者の商号又は名称
- (2) 競争参加資格の有無に関する審査結果
- (3) 競争参加資格がないとした者については、その理由
- (4) 入札者の商号又は名称
- (5) 入札金額
- (6) 価格評価点、技術評価点及び評価値
- (7) 履行確実性評価価格（消費税等相当額を除いたものをいう。）

（落札者として決定されなかった者に対する理由の説明）

第11条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、市長に対して、書面（熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱（令和元年熊本市公告第117号。以下「苦情処理要綱」という。）に定める様式第1号による。）により落札者として決定されなかった理由についての説明を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項の理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面（苦情処理要綱に定める様式第2号による。）により回答するものとする。

（価格以外の評価内容の確保）

第12条 市長は、適正と認めた実施方針等の内容を契約書に記載し、その履行の確保に努めるものとする。

- 2 受託者が実施方針等の内容のとおり履行できなかった場合は、実施方針等の達成度合いに応じた技術評価点の再計算を行い、実施方針等の不履行として、次式により算出した落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。ただし、違約金の額は、契約金額を上限とする。

$$\text{違約金} = \text{予定価格} \times (\text{落札時評価値} - \text{再計算評価値}) / 50$$

- 3 設計図書で履行方法を指定しない部分の業務に関して、委託者が実施方針等を適正と認めた場合においては、受託者は、その部分の業務に関する責任を負うものとする。

- 4 市長は、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効

とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第13条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は原則として公表しないものとする。

(補則)

第14条 本要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、同日以後に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、この要領による改正後の熊本市建設工事に係る業務委託総合評価方式試行要領の規定は、同日以後に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、この要領による改正後の熊本市建設工事に係る業務委託総合評価方式試行要領の規定は、同日以後に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、この要領による改正後の熊本市建設工事に係る業務委託総合評価一般競争入札試行要領の規定は、同日以後に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、公告日から施行し、平成28年4月1日以降に開札を行うものについて適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公告の日から施行する。

附 則

この要領は、公告の日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月2日から施行し、同日以降に公告をするものについて適用する。